

各 位

寒冷の候、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、皆様方から多大なご支援をいただき、平成22年9月28日に国を相手取り、神戸地方裁判所に提訴しておりました「保険診療に係る消費税非課税問題」の判決が、平成24年11月27日に出ました。判決は「原告らの請求をいずれも棄却する。」と、全く承服できない内容でした。

しかし、判決文のなかで「厚生労働大臣は、診療報酬改定に際し、個別の医療法人等に係る原告らの主張の負担を解消すべき義務を負うとまでは解されないものの、医療法人等の仕入税額相当額の負担を解消するための代替手段として想定されていることに鑑みて、医療法人等が負担する仕入税額相当額の適正な転嫁という点に配慮した診療報酬改定をすべき義務を負うものと解するのが相当であり、このような配慮が適切に行われていない場合には、当該診療報酬改定は、裁量権を逸脱し又は濫用するものと評価することができる。」と診療報酬改定が医療法人等による仕入税額相当額の負担を解消するための手段と認めるとともに、診療報酬改定にあたり、医療法人等が負担する仕入税額相当額の適正な転嫁に配慮すべき義務を厚生労働大臣が負うと判断され、一定の評価ができる点もございました。

当協会としては、判決内容は遺憾ではありますが、臨時理事会を開催し、控訴しないことに決定しました。その理由として、上記のような一定の成果が得られたこと。また、当協会が提訴したことにより、現在では、中医協での議論や四病院団体協議会及び日本医師会でもこの問題に対する取り組みがなされるなど、医療界や関係省庁においても、認識が深まりつつあります。兵庫県から投じた一石が全国レベルの活動に繋げることができたと思っております。

今後は、当協会1団体としての活動ではなく、四病院団体協議会等全国組織の活動を支援しながら、引き続き、取り組んでまいり所存でございます。

皆様方には、訴訟に際し、支援金のご寄贈をはじめ励ましのお言葉など格別のご支援、ご協力を賜り、深く感謝申し上げますとともに、ご理解を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

社団法人兵庫県民間病院協会
会 長 吉 田 耕 造